

姫路市
中学校部活動の地域展開

新たな地域クラブ活動「姫カツ」

姫カツクラブ指導者

登録要項



令和 8 年(2026 年)3 月

姫路市教育委員会



住むほどに
好きが深まる
姫のまち

目 次

1. 趣旨・目的	1
2. 指導者の役割と位置付け	1
3. 指導者の業務内容	1
4. 指導者の登録要件	2
5. 指導者の倫理規範・遵守事項	2
6. 指導報酬等	3
7. 保険	3
8. 登録の手続き	4
9. 指導・助言および登録の取消し(処分)	4
10. 申請方法・スケジュール	4
11. 問い合わせ・書類提出先	4

1. 趣旨・目的

本市では、中学生が将来にわたりスポーツや文化芸術活動に継続して親しめる環境づくりを目的とし、新たな地域クラブ活動「姫カツ」を展開する。本要綱は、姫カツクラブにおいて、参加者が安全・安心な環境で質の高い指導を受けられるよう、適切な資質・能力を備えた指導者を登録するための基準や手続きを定める。

2. 指導者の役割と位置付け

(1)指導の実施

学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させ、生徒の主体性や自主性を尊重した適切な指導を実施する。

(2)契約形態

指導者と姫カツコンソーシアム事務局（以下「運営主体」という。）との関係は、雇用契約に基づく労働関係ではなく、業務委託契約またはボランティアとしての参画となる。

(3)兼職兼業（副業）

教職員や市職員など、兼職兼業（副業）の許可を必要とする者は、各所属先の規定に則り事前に必要な手続きを行うものとする。

(4)指導の制限

クラブ活動における技術指導および安全管理は、本要綱に基づき登録を受けた指導者が行わなければならないが、未登録の者が指導することはできない。

(5)スタッフ

クラブの事務手続き、受付、会計等の運営業務のみに従事する者については、本登録を受ける必要はない。

3. 指導者の業務内容

登録を受けた指導者は、以下の業務を行うことができる。

- (1) 参加者の健康チェック・安全管理
- (2) 技術指導等の実施
- (3) 大会、練習試合等の引率
- (4) 用具、施設の点検、管理
- (5) 事故発生時の初期対応(応急処置、保護者等関係者への連絡)
- (6) 活動実績の報告
- (7) 年間、月間の活動計画の作成
- (8) その他クラブ活動の実施、クラブの管理運営に必要な事項

4. 指導者の登録要件

指導者として登録される者は、以下の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 国が通知した、「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」を遵守すること
 - (2) 姫路市が示す「姫カツ活動ガイドライン」を遵守すること
 - (3) 18歳以上（高校生は除く）であること
 - (4) 姫路市が指定する指導者研修等を受講した者であること（※1）
 - (5) 姫路市暴力団排除条例に規定する暴力団員等に該当しないこと
 - (6) 学校教育法第9条の各号に該当する者でないこと（※2）
 - (7) 過去に暴力・暴言・ハラスメント等の行為や性犯罪歴等があるなど、指導者として不適切な者でないこと（※3）
- （※1）公認スポーツ指導者資格等を有する者は、資格証の写しを提出することで研修の受講を免除できる場合がある
- （※2）禁錮以上の刑に処せられた者、教員免許状失効後3年以内の者など
- （※3）こども性暴力防止法が施行された際には、性犯罪歴等の確認に同意すること。同意しない場合や照会の結果、不適切と判断した場合は登録の取消しを行う。

5. 指導者の倫理規範・禁止事項

指導者は、活動にあたり以下の倫理規範を遵守し、禁止事項は行ってはならない。

(1) 倫理規範

- ・指導者としての品位を保ち、模範的な行動を取る。
- ・参加者の人格を尊重し、体罰や暴言、ハラスメントを絶対に行わない。
- ・参加者の主体性や自主性・自発性を大切にした適切な指導支援を実施する。
- ・保護者と協力しながら、参加者の健全な成長を支援する。
- ・クラブの理念に沿った指導を行い、不適切な行為を防止する。

(2) 禁止事項

- ・参加者、指導者または運営主体に対して、暴力、暴言、性暴力及び各種ハラスメントを行うこと。
- ・窃盗、盗撮等の違法行為、または公序良俗に反する行為。
- ・学校施設の設備等の損壊、落書き、無許可で備品を持ち出すこと。
- ・施設内への刃物等の危険物の持ち込み、酒気を帯びた状態での施設利用、及び施設内での喫煙（電子タバコを含む）を行うこと。
- ・指導者認定資格のない状態で活動に参加すること。
- ・活動において政治活動、宗教活動、営業活動を行うこと。
- ・業務上知り得た個人情報の漏洩、他者の名誉毀損、およびプライバシーを侵害すること。
- ・運営主体による回答後も同じ意見や要望を繰り返すこと。または多頻度の面談、電話、

連絡等を要求し、運営スタッフの業務を妨げること。

- ・保護者の同意なく、活動の画像・動画を撮影すること、及び SNS やインターネット上への投稿、他者を誹謗中傷する発言、個人の特定につながる情報を掲載すること。
- ・指導者と生徒との間において、電話、メール、SNS 等を通じた私的な交流を行うこと。
- ・参加者の意向を無視して特定の進路を強要・誘導すること。
- ・その他ガイドライン、社会規範、姫路市立学校目的外使用条例、姫路市立学校目的外使用規則、または法令に反する一切の行為。

6. 指導報酬等

指導者には、指導等の実績に応じて以下の報酬（源泉所得税を含む）が支払う。なお、ボランティアとして無償での参画も可能。指導者配置基準については、姫カックラブ共通規約に基づいて決定する。

指導報酬基準

区分	報酬額（日額）	備考
通常活動	4,500 円	3 時間以内の通常活動。
大会引率	9,000 円	1 日概ね 6 時間以上かつ指定の大会に限る。

※年間活動回数は、52 回を上限とする。ただし、令和 8 年度（2026 年度）については、年間 30 回を上限とする。

※大会引率報酬の適用上限は、年間 12 回を上限とする。ただし、令和 8 年度（2026 年度）については年間 7 回を上限とする。

7. 保険

- (1) 姫カックラブにおける活動中の事故等に備え、運営主体が指導者全員を対象とした損害賠償責任保険であるスポーツ安全保険に一括して加入する。
- (2) 前項の保険料のうち、指導者本人が負担すべき費用（スポーツ：2,000 円、文化：800 円）については、以下のとおりとする。
 - ① 指導報酬を受ける者：初回の指導報酬から当該費用を控除する。
 - ② ボランティアとして参画する者：運営主体が一括して加入し、その費用は運営主体が負担する。
- (3) 指導者は、活動中に自身又は参加者の事故が発生した場合は、速やかに運営主体へ報告し、保険適用に必要な手続きを行うものとする。

8. 登録の手続き

(1)申請

姫カックラブの代表指導者が対象となる指導者を所定の「指導者登録申請書」に取りまとめ、姫路市教育委員会へ提出する。指導者を追加する場合においても姫カックラブの代表指導者から申請を行う。

(2)研修の受講

申請内容の確認後、指導者は指定研修を受講し、「姫カックラブ 指導者研修プログラム 視聴報告書」を姫路市教育委員会へ提出する。

(3)登録

研修を受講したことが確認でき、かつ登録要件を満たしている場合、姫カックラブ指導者として登録する。

(4)有効期間及び確認

登録の有効期間は、最長3年間の範囲内で別途定める。ただし、姫路市教育委員会は新年度の更新にあたり、毎年、次年度も引き続き指導を行う意思があるか等について確認する。

(5)登録の削除

登録を受けた指導者が指導を行わなくなった時は、速やかに姫カックラブの代表指導者から姫路市教育委員会へ届け出るものとする。

9. 指導・助言および登録の取消し(処分)

指導者が本要項や姫カックラブ共通規約に違反した場合、または不適切行為が確認された場合は、関係者からの聞き取り等を行ったうえで処分(注意、登録資格の取消し)を行う。

10. 申請方法・スケジュール

申請にあたっては、期日までに下記書類を市ホームページ内の申請フォームから提出してください。なお、申請フォームによる申請が困難な方は別途ご相談ください。

(1) 提出期間：令和8年4月26日(日)まで

(2) 提出書類：「【様式 A】掲載内容確認書兼指導者登録申請書」を提出してください。

※様式及び申請フォームは市ホームページ(下記2次元コード)に掲載しておりますので、ダウンロードして提出してください。



11. 問い合わせ・書類提出先

姫路市教育委員会事務局 健康教育課 姫カツ推進担当

〒670-8501 兵庫県姫路市安田四丁目1番地

電話：079-221-2798 / 電子メール：himekatsu@city.himeji.lg.jp